

令和5年度埼玉県臨床検査精度管理オープン調査事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県は、病院の臨床検査施設並びに衛生検査所の臨床検査の精度の向上を図るため、一般社団法人埼玉県医師会に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、臨床検査精度管理オープン調査事業に係るもののうち、報酬、旅費、需用費、使用料、賃借料及び役務費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、別表に定める基準額と当該事業の所要金額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(支払方法)

第4条 補助金の支払方法は、概算払によるものとする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、当該補助事業を開始しようとする日の前日とする。

2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号のその他知事が定める事項は、歳入歳出予算に関する事項とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(報告書の添付書類)

第9条 規則第13条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業精算書
- (3) 補助事業に係る歳入歳出決算見込書抄本（補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること。）

(報告書の提出)

第10条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業廃止の場合を含む。）後30日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までとする。

(交付額確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の交付額確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第12条 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除

税額が確定した場合は、様式第5号の報告書により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第14条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反したことが判明した場合には、交付決定を取り消し返還を命ずることができる。

別表

区 分	基 準 額	対 象 経 費
臨床検査 精度管理 オープン 調査事業	6, 5 5 2, 0 0 0円	<p>指導打合せ会、実地調査、外部精度管理調査、精度管理調査検討会その他検査精度の向上に関する事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報酬（各委員謝金及び参加医療機関への説明会講師謝金） 2 旅費（各委員） 3 需用費（調査用検体費及び検体送付用消耗品購入費並びに印刷製本費） 4 使用料及び賃借料（会議室使用料） 5 役務費（検査料（診療報酬点数表による。）、検体搬送費及び通信費）

様式第1号（第5条関係）

令和 年度埼玉県臨床検査精度管理オープン調査事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）

埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

下記により臨床検査精度管理オープン調査事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 臨床検査精度管理オープン調査事業の目的及び内容

- （1） 目的
- （2） 内容

2 臨床検査精度管理オープン調査事業の完了予定年月日及び事業の遂行に関する計画

- （1） 経費所要額調（別紙のとおり）
- （2） 事業開始予定年月日
- （3） 事業完了予定年月日
- （4） 事業計画書（別添のとおり）
- （5） 歳入歳出予算書抄本（別紙のとおり）

3 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎

- （1） 交付を受けようとする補助金の額
- （2） （1）の算出基礎

別紙

経費所要額調

(単位：円)

(補助事業者名：埼玉県医師会)

項 目	金 額
総 事 業 費 (A)	
寄付金その他の収入額 (B)	
差 引 額 (A) - (B) = (C)	
対象経費の支出予定額 (D)	
基 準 額 (E)	
選 定 額 (F)	
県 補 助 率 (G)	1 / 2
県 補 助 額 (H)	

(注) 「基準額」欄は、補助金交付要綱第3条により定めた額を記入すること。
「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。

別紙

歳入歳出予算書（抄本）

事業名 令和 年度埼玉県臨床検査精度管理オープン調査事業

(歳入)

(単位：円)

費 目	金 額	備 考
自己資金		
借入金		
県補助金		
合 計		

(歳出)

費 目	金 額	備 考
臨床検査精度管理オープン調査 事業費		
合 計		

令和 年 月 日

住 所

名称及び代表者

様式第2号（第6条関係）

令和 年度埼玉県臨床検査精度管理オープン調査事業補助金交付決定通知書

医 第 号
令和 年 月 日

様

埼 玉 県 知 事

令和 年 月 日付で交付申請のあった臨床検査精度管理オープン調査事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払とする。
- 3 条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号の報告書により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

様式第3号（第8条関係）

令和 年度埼玉県臨床検査精度管理オープン調査事業実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）

埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け医第 号で補助金の交付決定の通知を受けた臨床検査精度管理オープン調査事業が終了したので、実績について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 臨床検査精度管理オープン調査事業
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 4 補助事業の実績（別添のとおり）
- 5 補助事業に要した経費の精算に関する事項（別添のとおり）
- 6 歳入歳出決算見込書抄本（別紙のとおり）

別紙

歳入歳出決算見込書（抄本）

事業名 令和 年度埼玉県臨床検査精度管理オープン調査事業

(歳入)

(単位：円)

費 目	金 額	備 考
自己資金		
借入金		
県補助金		
合 計		

(歳出)

費 目	金 額	備 考
臨床検査精度管理オープン調査 事業費		
合 計		

令和 年 月 日

住 所

名称及び代表者

様式第4号（第11条関係）

令和 年度埼玉県臨床検査精度管理オープン調査事業補助金
交付額確定通知書

医 第 号
令和 年 月 日

様

埼 玉 県 知 事

令和 年 月 日付け医第 号で補助金の交付決定通知をした
令和 年度埼玉県臨床検査精度管理オープン調査事業補助金については、令和
年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその交付
額を確定します。

記

交付確定額 金 円

様式第5号（第12条関係）

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け医第 号により交付決定を受けた埼玉県臨床検査精度管理オープン調査事業補助金について、交付決定通知書に付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金の交付確定額又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
（要県補助金返還相当額） | 金 | 円 |
| | ・ 別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等） | | |

別紙（第14条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業者の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（5）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（6）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。